令和８年度　相模原市立

根小屋小学校いじめ防止基本方針

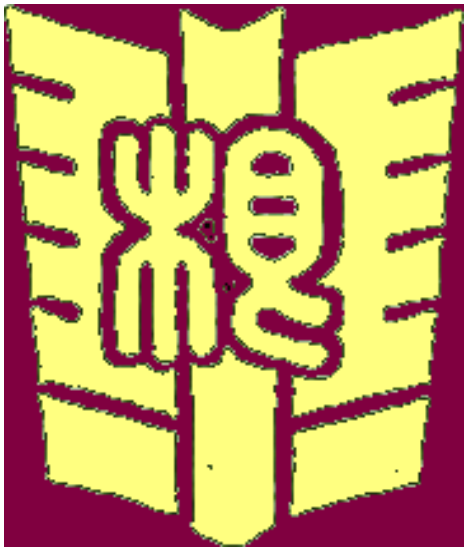

相模原市立根小屋小学校

令和８年４月１日

相模原市立根小屋小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】

・「いじめていい人はいない。いじめは決して許されない。」ということを理解する。
・まず自分を大切にする。次に、互いのよさを認め合うことができる。
・友だちのことを思いやることができる。

【家庭・地域との連携】

○家庭や地域からの情報収集と迅速な対応

・ＰＴＡ活動
・学校評議員
・スクールサポーター
・民生委員
・保護者会
・学校へ行こう週間
・串川地区児童・生徒健全育成連絡協議会

【校内組織】

【相模原市立根小屋小学校いじめ防止対策委員会】

○役割
・体制を整備し、いじめ防止の中核となり組織的な取組を推進する。
・全教職員で共通理解を図り学校全体で情報共有し、いじめ防止対策を行う。

○構成
・委員長（校長）
・副委員長（副校長）
・委員（全職員）・スクールソーシャルワーカー
・青少年教育カウンセラー

［児童指導会議］隔月１回
［児童指導情報交換］週１回

【関係機関との連携】

○教育委員会をはじめ、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にした対応
○ケース会議開催
・児童相談所
・緑区子育て支援センター
・警察署
・放課後デイサービス
・串川中学校　等

【いじめの未然防止】

1　学校の教育活動全体において、児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指し、児童の自己肯定感を育む機会を充実させる。
2　学校は一つの小さな社会であり、様々な集団から構成される。誰もが安心して学校生活を送ることができるように、「学校生活のきまり」を設定する。
3　集団生活において起こりうる様々な問題を主体的に解決できるよう、よりよい学級、学校づくりにつながる自発的・自治的な活動の充実を図る。
4　学校の教育活動全体を通じて子どもの自己肯定感を高めるために、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
5　いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。同時に、児童、保護者に対しても、電話連絡、面談、学級通信等で早期に情報を伝え、日頃から周知徹底を図る。

【いじめの早期発見】

1　担任、児童支援専任教諭、支援教育支援員等、複数による日常的な観察を充実させ、児童の様子に目と心を配る。
2　定期的なアンケート調査・児童個人面談（ともに学期に１回）や青少年教育カウンセラーによる教育相談の実施（週１回）等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
3　在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

1　被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、「ダメなものはダメ。小さなことでもいじめはいじめ」と、毅然とした態度で加害児童等を指導する。
2　教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

１　いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめは決して許されないことであるが、どの学校・どの学級、どの児童等にも起こり得る。児童の心身及びその成長に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

安心して学習等に取組むことができ、学校内外を問わずいじめが行われなくなるように職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取組む。学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　　いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

３　いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：相模原市立根小屋小学校いじめ防止対策委員会

○構 成 員：

委 員 長：校長

副委員長：副校長

委　　員：全職員、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○委員会の取組内容

①いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

②いじめを受けた児童に対する相談及び支援

③いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

④いじめを行った児童に対する指導

⑤いじめを行った児童の保護者に対する助言

⑥専門的な知識を有する者等との連携

⑦その他いじめの防止等に係ること

⑧指導記録の保持

⑨児童の進学、進級、転学等に当たっての適切な引き継ぎ

４　いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取組む。また、担任１人では解決できないものと認識する。

（１）学校の教育活動全体において、児童が主体的によりよい学級、学校づくりにつながる自発的・自治的な活動の充実を図り、児童の自己肯定感を育む機会を充実させる。

①校内研究を中心に、授業におけるキャリア教育の視点も意識しながら、児童が自己の変容を実感し自己肯定感を育む授業づくりを行う。

②学校行事や児童会活動では、縦割り班や学年団の集団活動を通じて、自分が誰かの（何かの）役に立っているという自己有用感を育てる。

③集団生活において起こりうる様々な問題について、みんなで解決策を出し合い、共に乗り越える経験を繰り返し、人とのつながりを学ぶことができるようにする。

④児童が自らを省みて「体験」を「よい経験」に変えていく指導、支援に努め、判断力を育てる。

（２）学校の教育活動全体を通じて子どもの自己肯定感を高めるために、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
①学年団での交換授業や見合い等、道徳の時間を充実させるとともに、学校教育全体で道徳教育の推進を図る。
②人権教育の学習内容を明確にし、系統性ある指導を行う。
③国語科の学習やねごやタイム（読書の時間）を中心として、本に親しめるような読書活動に力を入れる。

（３）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
①いじめに関する研修会を設けるとともに、外部の研修に参加した職員は確実に内容を伝達する。
②情報モラルハンドブックを活用し、インターネットやスマホ、クロムブック、オンラインゲーム等でのいじめについて児童に理解させるとともに、加害者にならないような指導を行う。
③保護者に呼びかけ、親子での「SNS トラブル防止教室」等を行う。

（４）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
①ＰＴＡによるあいさつ運動を推進する。
②保護者会等で、いじめに関する話題を取り上げ、共通認識を深める。

５　いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、特に担任は児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

（１）担任、児童支援専任教諭、支援教育支援員等、複数による日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
①無断欠席の児童には朝の段階で電話連絡する。放課後は確認の連絡をする。
②休み時間など遊びや雑談の中で、児童の様子を観察する。
③保護者会や個人面談、日記等により、児童の言動について把握する。
④児童の様子について教師間の情報交換を密にする。
⑤様子の観察、聞き取り等、全てにおいて記録を残す。
⑥どんな小さな気づきでも、職員間で共通理解のもと、保護者に積極的に発信する。

（２）定期的なアンケート調査・児童個人面談（ともに年に３回）や青少年教育カウンセラーによる教育相談の実施（週１回）等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
①無記名式のアンケートを実施する。
②担任が児童一人ひとりと話す時間を設ける。
③いつでも児童が相談できるよう、体制を整えておく。また、児童が訪ねやすい職員室づくりに心がける

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
①相談窓口を周知しておく。
青少年教育カウンセラー・相模原子ども SOS ダイヤル・ヤングテレフォンなど
②ほけんだより・相談室だよりを発行する。
③青少年教育カウンセラーによる校内巡回（週１回）を行う。

６　いじめの対処

児童、保護者の相談や訴えには、迅速に対応し、真摯に受け止める。また、発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめを行った児童等を指導する。

①校内のいじめ防止対策委員会で、直ちに情報を共有する。

②速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

④様子の観察、聞き取り等、全てにおいて記録を残す。

（２）教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

（対応経路）

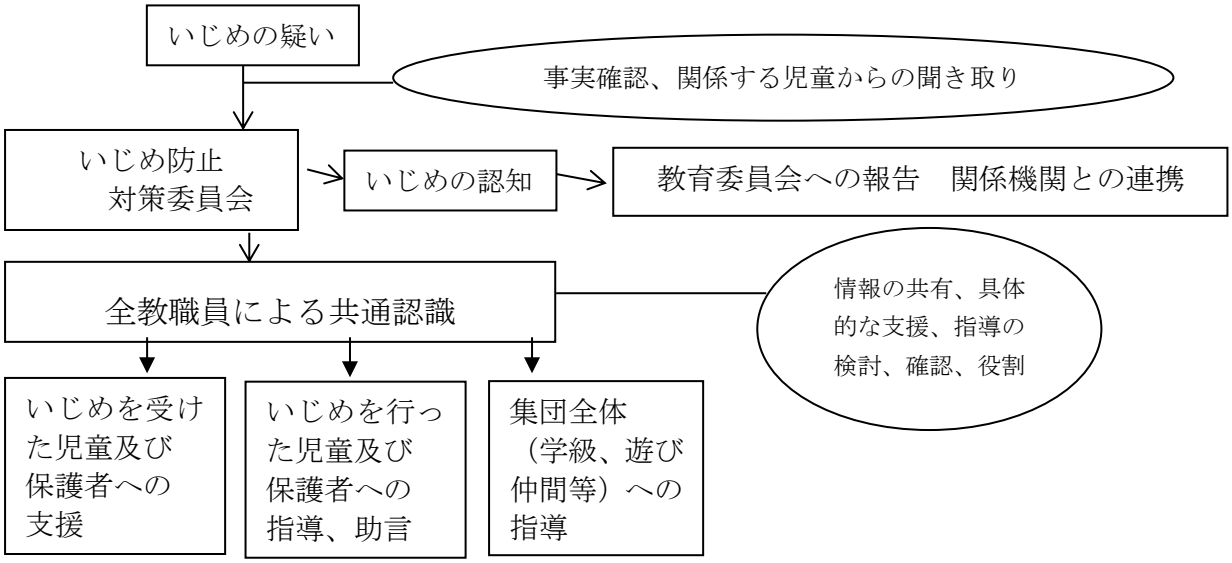

７　重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

（２）教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

（３）当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

（４）保護者からいじめによる重大事態へ至ったという申し立てや相談があった場合には、重大事態が発生したものとして、ただちに報告、調査を行う。

（５）調査結果を踏まえ、人的体制の強化や心理や福祉等との情報交換を実施するなど、必要な措置を講ずる。